

普通第一種圧力容器 取扱作業主任者技能講習開催案内

普通第一種圧力容器取扱作業主任者は、労働安全衛生法第14条により、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから選任しなければならないことになっております。

神奈川労働局長登録教習機関（登録番号第13号）・有効期間満了日{令和11年3月30日}である当支部は、下記により普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を開催いたします。

※ボイラー技士の免許取得者及び化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者講習修了者はこの講習を受ける必要はありません。（法14条、安則16条、ボ則62条）

◆講習日時◆ 令和 6年 8月 5日（月） 9時00分～16時00分

8月 6日（火） 9時00分～16時00分（2日間）

（講習終了後、修了試験を行います。この試験に合格した者に「修了証」を交付します）

※遅刻・早退は認められませんのでご注意ください。講習初日に、本人確認を致します。

◆講習会場◆ 一般社団法人日本ボイラ協会神奈川支部 講習室

横浜市神奈川区鶴屋町2丁目21-1 ダイヤビル6階（TEL：045-311-6325）

◆講習科目◆ (1)第一種圧力容器の構造 (2)第一種圧力容器の取扱い (3)関係法令

◆受講料 及び 修了証送付手数料◆

◇受講料 14,300円（本体価格13,000円＋消費税10%）※テキスト代は含まれておりません

◇修了証送付手数料 550円（税込）（複数名まとめて郵送ご希望の際は、1件550円となります）

◆テキスト（講習使用テキスト）◆

- ・（普通）第一種圧力容器取扱作業主任者テキスト（2019年1月23日改訂第9版第4刷） 1,100円（本体1,000円＋税100円）
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則（2023年6月30日改訂第13版） 1,210円（本体1,100円＋税110円）

◆申込み方法◆

① 来所申込…所定の申込書に必要事項を記入のうえ、受講料・修了証送付手数料・テキスト代を添えて神奈川支部事務所へご持参ください。

② 郵送申込…郵送でお申込みの場合は、次の書類・料金を現金書留で神奈川支部へ郵送してください。

(1)所定の申込書 (2)受講料 (3)修了証送付手数料 (4)テキスト代 (5)テキスト送付手数料*

*テキスト送付手数料660円（同一箇所2名880円、3名以上は1,100円になります）

テキストを購入しない場合は、(1)～(3)に受講票・領収証の送付用返信用封筒（84円切手貼付・送付先記入）を同封して下さい。＜お持ちのテキストの発行年月日に留意して下さい。＞

◎会社等で請求書によるお振込みをご希望の場合は、申込書の余白にその旨を記載の上郵送してください。

※ 受講受付後は、受講料・テキスト代は返却いたしかねますので予めご了承ください。

◆申込開始日◆ 令和 6年 6月 11日（火）より 定員<34名>になり次第締切ります

最少実行人数に満たない場合は、講習を取りやめる場合があります。（中止の場合は、受講料のみ返却致します）

申込状況は、神奈川支部事務所へお問い合わせください

◆◆◆申込み・お問い合わせ◆◆◆ 一般社団法人日本ボイラ協会神奈川支部

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-21-1 ダイヤビル6階

TEL：045-311-6325 FAX：045-313-1866

〈窓口営業時間〉9：00～17：00（12：00～13：00はお昼休み）*講習受付時間は16：30まで（土・日・祝日はお休みです）